

通所介護重要事項説明書

株式会社 爽やかな風沖縄
あい케어一通所介護事業所

令和 8年 7月

1 通所介護事業（法人の概要）

名称・法人種別	株式会社 爽やかな風沖縄
代表者名	上萬 誠
所在地・連絡先	(住所) 〒904-2141 沖縄県沖縄市池原5丁目3番29号 (電話) 098-923-2580

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	あいケアー 通所介護事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒904-2141 沖縄県沖縄市字池原5丁目3番29号 (電話) 098-923-2582 (FAX) 098-921-3009
事業所番号	4770401554
管理者の氏名	島袋 愛
利用定員	25名

(2) 事業所の職員体制

職 名	人員数	業 務 内 容
管理者	1名	管理者は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに関する調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、又は他の従業者と協力して通所介護計画の作成を行う。
生活相談員	2名以上	生活相談員は利用者及び家族からの相談を受けるとともに、利用者に適切なサービスが提供されるようサービスの調整、他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
介護職員	4人以上	介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事の介護等を行い、日常生活を営むための支援及び介護を行う。
看護職員	2名以上	看護職員は利用者の健康管理、相談・助言等の業務にあたる。
機能訓練指導員	1名以上	看護師、理学療法士等の資格を有する職員が利用者の心身等の状況において、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を行う。

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	うるま市、沖縄市
---------	----------

(4) 営業日・営業時間・サービスの提供時間

営業日	営業時間	サービスの提供時間
月曜日～土曜日	8:30～17:30	9:00～17:00

※【休業日】日曜日・12月31日から1月2日

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業者は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の従業者は、要介護者の心身の維持を踏まえて、利用者が尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を行います。

4 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

①サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00～13:00 栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄について適切な援助を行います。

機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止すると共に生活動作が維持できるよう自立支援に向けた支援に努めます。 状態によって歩行器や平行棒等の器具を使用した訓練をおこなっております
生活指導・援助 相談・助言	利用者とその家族に対して介護方法の指導、日常生活動作訓練の相談・助言、日常生活補助具の利用方法の相談・助言その他の利用者の生活面での指導・援助を行います。
健康チェック	看護師による健康チェック（体温、血圧、脈拍等）、月に一度の体重測定を実施し、ご利用者様個々の体調を把握しながらご家族、医療機関等との連携を図ります。また、健康に関する相談は随時行っております。
生きがい活動	レクリエーションや個々の趣味活動を通じ、生きがいを感じる場を提供いたします。各種ゲーム、カラオケ、季節の行事、ドライブ等その他ご利用者様の趣味を生かした活動を行っていきます
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

②費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割から3割が利用者の負担額となります。なお、利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明に記載します。

【通所介護】

（1）基本単価 通常規模型事業所の場合

1割負担のご利用料金						
項目	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	669円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	791円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	915円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	1,041円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	1,168円

2割負担のご利用料金						
項目	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	740円	776円	1,140円	1,168円	1,316円	1,338円
要介護2	846円	888円	1,346円	1,378円	1,554円	1,581円
要介護3	958円	1,004円	1,554円	1,592円	1,800円	1,831円
要介護4	1,066円	1,120円	1,760円	1,802円	2,046円	2,080円
要介護5	1,176円	1,234円	1,968円	2,016円	2,296円	2,336円
3割負担のご利用料金						
項目	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	1,110円	1,164円	1,710円	1,752円	1,974円	2,008円
要介護2	1,269円	1,332円	2,019円	2,067円	2,331円	2,372円
要介護3	1,437円	1,506円	2,331円	2,388円	2,700円	2,746円
要介護4	1,599円	1,680円	2,640円	2,703円	3,069円	3,126円
要介護5	1,764円	1,851円	2,952円	3,024円	3,444円	3,503円

10割負担のご利用料金						
項目	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	3,700円	3,880円	5,700円	5,840円	6,580円	6,692円
要介護2	4,230円	4,440円	6,730円	6,890円	7,770円	7,906円
要介護3	4,790円	5,020円	7,770円	7,960円	9,000円	9,153円
要介護4	5,330円	5,600円	8,800円	9,010円	10,230円	10,420円
要介護5	5,880円	6,170円	9,840円	10,080円	11,480円	11,676円

(2) 加算

種 類	利用料		
	1割負担額	2割負担額	3割負担額
入浴介助加算Ⅰ	40円/日	80円/日	120円/日
中重度者ケア体制加算	45円/日	90円/日	135円/日
認知症加算	60円/日	120円/日	180円/日
事業者と同一建物に居住する物又は同一建物から利用する物に通所介護を行う場合	-94円/日	-188円/日	-282円/日
事業所が送迎を行わない場合	-47円/片道	-94円/日	-141円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円/日	112円/日	168円/日
口腔機能向上加算	150円/回		
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の1000分の118に相当する単位		

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、原則全額利用者負担となりますのでご相談ください。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。

その他のサービスと利用料

○ おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代（1枚）につき150円をご負担していただきます。

○ 食事代

食事のサービスを受ける方は、1食550円をご負担していただきます。

○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者のご負担となります。

5 支払の同意

上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明の上で、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

6 利用料の支払い方法

料金、費用は1カ月ごとに計算し、毎月前月分の請求をいたしますので、利用者は、当事業所の定める期日までに、支払うものとします。

（1）金融機関口座からの自動引き落としとします

（2）現金支払いの場合、請求書が届きましたらできるだけお釣りのないようしていただき、直接当事業所にお支払いください。それ以外のお支払方法で紛失等の事故があった場合は当事業所では責任を負いかねますのでご承知ください。

（3）利用中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、翌日になっての利用中止の申し出をされた場合、取り消し料金をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する機関にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画書」を作成します。なお、作成した計画書は利用者又は家族にその内容を説明しますのでご確認くださいようお願いします。
- (3) サービス提供は計画書に基づいて行います。なお計画書は利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) サービス提供後、目標の達成状況を評価しその結果を書面に記載して利用者の説明のうえ交付します。

8 高齢者虐待防止の推進

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発の防止のため、次の各号掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 島袋愛	事業所内の虐待防止委員
-------------	---------	-------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催することともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知を図ること。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をする。
- (4) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施するとともに、その担当者の配置を行う。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族、親族、同居人等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、身体拘束を行うことがあります。その際は事前にご家族に説明し同意を得ることとします。身体拘束を行う場合は様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶ場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 0 守秘義務

- (1) 事業所はサービス担当国会議、居宅介護支援事業所との連携等、介護サービス提供のために利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、またその家族の個人情報を用いる場合はご家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。
- (2) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (3) 従業者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとします。
- (4) 事業所の従業者は、個人情報について在職中のみならず、退職後においても第三者に漏らしません。

1 1 緊急時等における対応方法について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに緊急連絡先（ご家族等）、主治医、協力医療機関に連絡します。主治医への連絡が困難な場合や緊急性が高い場合は救急搬送等の必要な措置を行います。又、担当介護支援専門員へも状況を伝えるなど行います。

1 2 事故発生時の対応について

事業所は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

1 3 心身の状況の把握について

居宅介護支援事業所が開催するサービス担当国会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス等の把握に努めるものとします。

1 4 居宅介護支援事業所との連携

- (1) サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業所と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、「通所介護計画書」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所に速やかに送付します。

1 5 記録の整備及び保管期間

事業所は指定通所介護の提供に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画書
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係わる記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

1.6 非常災害等の対策

非常時の対応	非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係者への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。		
避難訓練	定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行います。		
防火設備	非常口	消火器	スプリンクラー
	火災報知器	誘導灯	
	カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しています。		
防火管理者	氏名：		

1.7 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。
- (3) 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1.8 感染症・非常災害等の対策（業務継続計画に関する事項）

- (1) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できるように業務継続計画（BCP計画）を作成し体制を構築します。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする
- (4) 事業所内は前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

1.9 苦情に対する対応方針

- (1) 当事業所における苦情の受付

○事業所は、自ら提供した指定通所介護において、相談、苦情に対する窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応するため担当者を選任し、苦情相談マニュアルを策定するとともに職員に周知徹底を行うものとする。苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識にたち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを

行っていく。

○苦情相談窓口（担当者） 島袋 愛

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○電話番号 098-923-2582

施設入口に苦情受付ボックスも設置していますのでご利用ください。

行政機関その他苦情受付機関

うるま市役所介護長寿課	所在地 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話番号 098-974-3111 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
沖縄市役所 健康福祉課高齢福祉課	所在地 沖縄市仲宗根26-1 電話番号 098-939-1212 受付時間 午前8時30分～午後5時
沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 098-863-2321 受付時間 午前8時30分～午後5時

20 損害賠償

事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者の故意又は重大な過失が認められる場合には、事業所の賠償責任を減じる場合があります。

21 ハラスメントに関する事項

事業所は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針（指針）を明確化し必要な措置を講じます。

22 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は指定通所介護の提供をうける際に、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしていきます。

23 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

24 利益供与の禁止

事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にたいして事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。

25 その他、事業所が運営に関して留意している点

- (1) 事業所は事業を提供するのに必要な設備、備品等の衛生管理に留意しています。
- (2) 事業所は職員等の資質向上を図るために、研修の機会を定期的に確保し、又業務体制を整備しています。
 - ・採用時研修 1か月以内
 - ・法廷研修と介護技術、マナー研修などの勉強会実施
 - ・継続研修 年2回
 - ・無資格者に対し、入社後3ヶ月に認知症基礎研修

指定通所介護の提供開始にあたり、当該重要事項説明書に基づいて、指定通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	住 所	沖縄市池原5丁目3番29号	
	事業所名	株式会社 爽やかな風 沖縄	
	代表者名	上萬 誠	印
事業所	事業所名	あいケア一通所介護事業所	
説明者	職 名		
	氏 名		印

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスの内容及び重要な事項の説明を受け、その内容を十分理解し、その上で重要事項説明書の交付を受けました。その上で指定通所介護サービスに同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住 所	
	氏 名	印

【家族（代筆者）】	住 所	
-----------	-----	--

氏 名 _____ 印 続柄 (_____)